

大和市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第52号

大和市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

大和市消防団の組織等に関する規則（昭和46年大和市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第11分団の項中「五丁目まで」を「三丁目まで、四丁目の一部、五丁目の一部」に改め、同表第12分団の項中「及び渋谷六丁目の一部」を「並びに渋谷四丁目の一部、五丁目の一部、六丁目の一部、七丁目及び八丁目」に改める。

附 則

この規則は、大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。